

上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社GSI

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	証券会員制法人札幌証券取引所 理事長 小池 善明 殿
【提出日】	2023年6月8日
【会社名】	株式会社GSI
【英訳名】	GSI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小沢 隆徳
【本店の所在の場所】	北海道札幌市北区北七条西一丁目1番地2 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	011-726-7771
【事務連絡者氏名】	取締役 業務管理事業部長 原田 裕
【最寄りの連絡場所】	北海道札幌市北区太平三条一丁目2番地22
【電話番号】	011-726-7771
【事務連絡者氏名】	取締役 業務管理事業部長 原田 裕

1 【上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

2023年5月24日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況」及び「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（4）役員の報酬等」の記載内容の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第4 提出会社の状況	1
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	1
(2) 役員の状況	1
(4) 役員の報酬等	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

(訂正前)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)					
常勤監査役	源 俊宏	1955年1月19日生	1977年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2007年4月 株式会社中山組入社 2007年5月 巴産業株式会社取締役就任 2009年5月 株式会社中山組取締役就任 2009年5月 株式会社三共産業取締役就任 2020年4月 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	中野 友夫	1949年2月25日生	1971年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2006年6月 株式会社伊藤組取締役就任 2016年11月 ヒューマンリソシア株式会社顧問 就任 2020年4月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	—

(以下省略)

(訂正後)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)					
常勤監査役	源 俊宏	1955年1月19日生	1977年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2007年4月 株式会社中山組入社 2007年5月 巴産業株式会社取締役就任 2009年5月 株式会社中山組取締役就任 2009年5月 株式会社三共産業取締役就任 2020年4月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	中野 友夫	1949年2月25日生	1971年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2006年6月 株式会社伊藤組取締役就任 2016年11月 ヒューマンリソシア株式会社顧問 就任 2020年4月 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—

(以下省略)

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(訂正前)

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会が承認した役員規程に基づき、代表取締役社長に一任し、経営成績、財政状態、同業他社の報酬水準及び各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、「役員報酬に関する内規」より決定することにしております。又、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査役会の決議により決定しております。

当社の取締役3名の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月24日であり、取締役の報酬の限度額を5千5百万円以内と決議しております。又、当社の監査役3名の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月24日であり、監査役の報酬の限度額を1千44万円以内としております。

(訂正後)

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会が承認した役員規程に基づき、代表取締役社長に一任し、経営成績、財政状態、同業他社の報酬水準及び各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、「役員報酬に関する内規」より決定することにしております。又、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査役会の決議により決定しております。

当社の取締役5名の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月24日であり、取締役の報酬の限度額を5千5百万円以内と決議しております。又、当社の監査役3名の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月24日であり、監査役の報酬の限度額を1千44万円以内としております。